

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に医師として雇用され、勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、普通乗用自動車を運転し自宅から事業場へ出勤する途中、交差点で停車中、普通乗用車に追突されて負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、事業場に受診し「頰椎椎間板ヘルニア、右頰椎神経根症」と診断され、加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認めたものの、自動車損害賠償責任保険から労災保険法による障害給付の支給額を上回る保険金の支給を受けていたことから、これを支給しない旨の処分をし、障害特別支給金のみを支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害以降持続している頸部痛などの症状は、本件災害により発症した頸椎椎間板ヘルニアに起因することは明らかであり、障害等級第12級の12に該当すると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の傷病名については、多くの医証があるが、それらを精査すると、当審査会としてはD医師が鑑定書で述べているように、「C5-6頸椎椎間板ヘルニア」、「C5-6右ルシユカ関節に巨大な骨棘を伴う変形性関節症」であると判断する。

D医師は、請求人の頸椎椎間板ヘルニアは本件災害によって発生したものではない旨を述べており、当審査会としても、請求人の症状等からしてその判断は妥当と認める。また、一般に骨棘を伴う変形性関節症も外傷に起因するとは考えにくい。

したがって、請求人の上記傷病はいずれも基礎疾患であって本件災害によって新たに発生したとは認められない。

(3) また、請求人は、本件災害以降持続している頸部痛などの症状は、本件災害以前には全くなく本件災害後に初めて出現していることから、もともと基礎疾患があったとしても本件災害により自然経過を超えて増悪したのであり、障害等級第12級の12に該当するとも主張している。

この点、自賠責保険後遺障害等級証明書及び同証明書別紙では、画像上、経年性の変性所見は認められるものの、本件災害による骨折、脱臼等の器質的損傷や脊髄・神経根の圧迫は認め難いとした上で、頸部痛などの症状は今後も持続し将来も回復が困難と考えられることから、自賠責後遺障害等級別表第二第14級の9に該当すると判断している。

一方、D医師は、請求人の頸椎椎間板ヘルニアは基礎疾患が自然経過を超えて著明に増悪したものと認められるとし、請求人の症状は単なる自訴に止まらず多くの医証によって他覚的に裏付けられていることから、障害等級第12級の12に該当する旨意見している。

このため、当審査会においては、上記の異なる障害等級に関する意見を踏まえ、請求人のMRI等を読影し、改めて詳細に検討したが、本件災害の状況からみて、本件災害により当該頸椎椎間板ヘルニアが発症したとは考え難く、右C5-6ルシュカ関節にみられる骨棘を伴う変形性関節症も本件災害以前から請求人に存在する基礎疾患であり、本件災害の状況に鑑みて、本件災害後、長期にわたって疼痛等の症状が改善せず持続する経過は、本件災害による外傷に起因する障害では説明し難いものである。

したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものではないとは認められない。

(4) なお、請求人は平成〇年〇月〇日付けE医師作成の診断書等資料を提出しているため、当審査会において、子細に検討したが、上記結論を変更すべき理由は見出せなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害給付に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。